

通信教育課程教職課程科目等履修生の登録料について

通信教育課程教職課程科目等履修生登録者の登録料の納入について、以下のとおりお知らせします。

1 スライド制について

通信教育課程教職課程科目等履修生の登録料については、2023 年度よりスライド制を導入していますが、2027 年度登録料からスライド制に基づく料金改定を適用します。

スライド制は、スライド率（人事院勧告による国家公務員給与のアップ率等）を基準として適用するアップ率を定め、学費を改定するものです。

このため、登録期間が複数年度に渡る場合、登録期間中に登録料が改定される場合があります。

2 登録料の半年ごと納入について

2027 年 4 月期登録以降、毎年納入いただく登録料は、別途定めのない限り、半年ごとに納入する方法に変更します。

大学から半年ごとに請求しますので、所定の期間内にそれぞれ納入してください。

なお、所定の期間内に必要な登録料・授業料が納入されない場合、登録を無効とします。

特に、転居しているにもかかわらず、住所変更手続を行っていない場合は、「学費等納入のご案内」の未着による振込忘れにつながりかねないため、ご注意ください。

以上